

燃えにくいまちを目指して

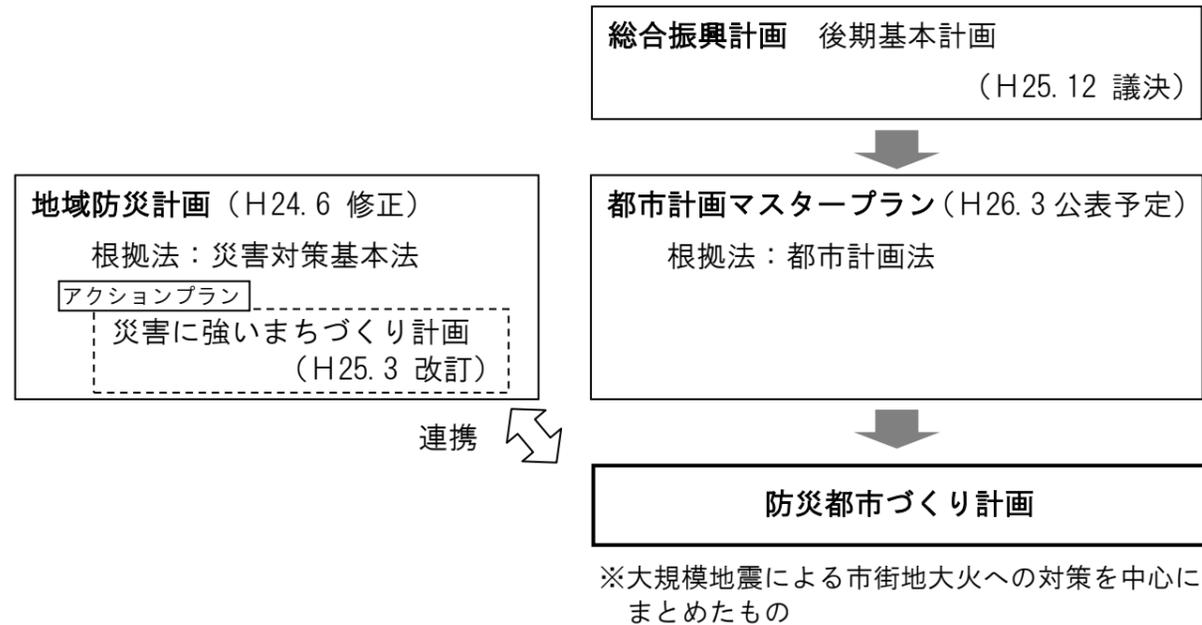
(仮称)さいたま市防災都市づくり計画 基本方針

平成 26 年 1 月 28 日 (火)
 第 11 回都市経営戦略会議 資料 1
 都市局都市計画部都市総務課

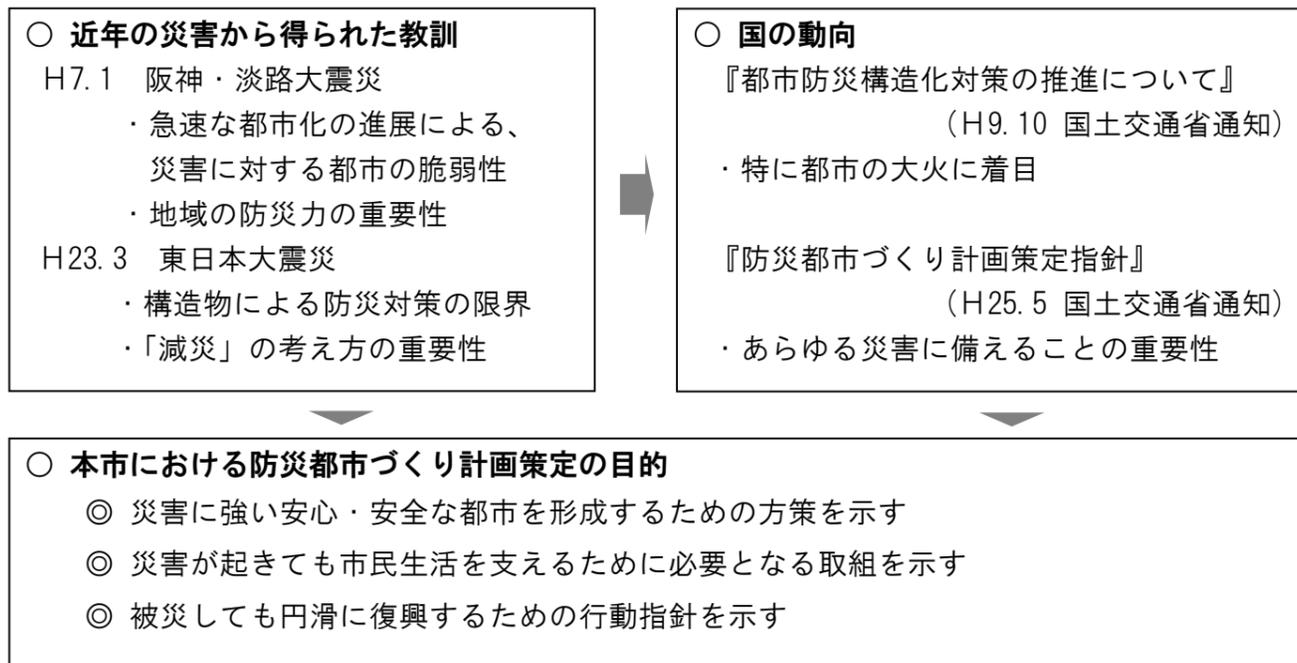
(1) 防災都市づくり計画の位置付け

都市計画マスタープランでは、6つの分野別の方針の一つとして「防災まちづくりの方針」を掲げている。「防災都市づくり計画」は、そのアクションプランとして、主にハード面から、都市の防災性を高めるための事前対策や円滑な復旧・復興に向けた準備などを定めるものである。

■「防災都市づくり計画」の位置付け

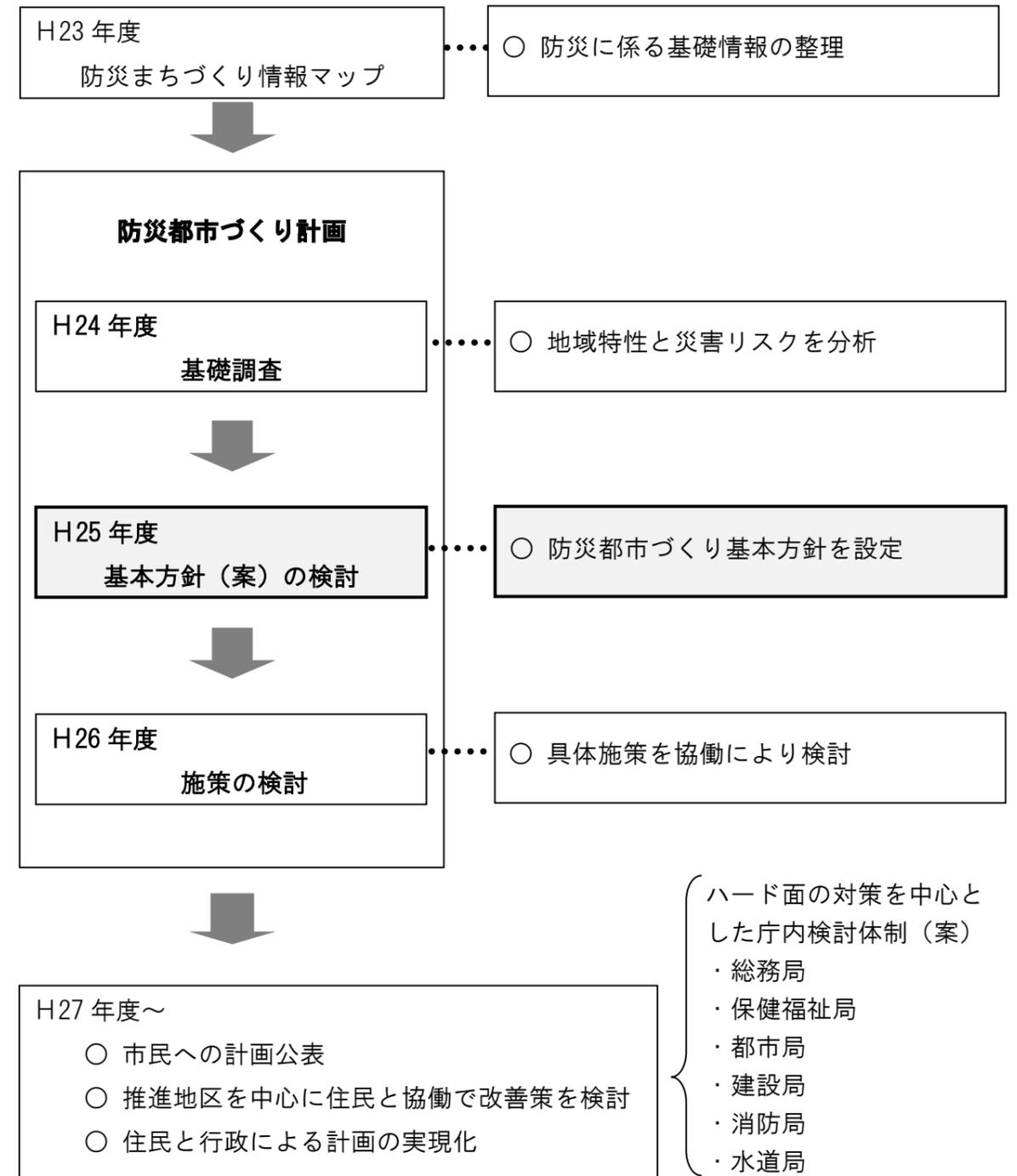


(2) 防災都市づくり計画策定の背景と目的



(3) 防災都市づくり計画の全体構成

本市は、津波や火山、河川氾濫による災害のおそれは少ないが、喫緊の課題として首都直下地震への備えが必要である。また、荒川・見沼田圃・元荒川等の自然緑地空間が市街地を取り囲み、延焼遮断等の防災面の機能も有している。この機能を活用して、市域全体の防災性を向上するためには、市街地の災害リスク分析と具体的な施策の検討が必要である。



（４）本市の防災上のハード面における課題

<p>① 地区の災害リスクを軽減するための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害リスク情報の重ね合わせにより抽出されたリスクが高いエリアの施策・事業を、優先的・重点的に推進するための仕組みやインセンティブが必要 ○ 耐震化・不燃化の促進や誘導などを進める体制として、庁内部局間の連携が必要 	事前
<p>② 本市の将来都市構造を実現するための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造へ誘導するため、地域特性に応じた都市計画制度等を整理し、具体化することが必要 ○ 今後の災害リスクの変化を見据えて、きめ細かく土地利用を誘導することが必要 	事前
<p>③ 災害時に市民の生活を守るための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全な避難や迅速な復旧を可能とするインフラ整備を進めることが必要 ○ 首都圏と東北・上信越方面の交通の結節点である本市の地理的ポテンシャルを活かし、道路ネットワークの形成や公園・緑地などの都市基盤を強化することで、広域的な役割を発揮することが必要 	復旧
<p>④ 被災後の復興を進めるための課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 円滑な復旧・復興を実現するためには、復興の計画や手続きに関する事前の検討が必要 ○ 復旧・復興の際に求められる多様な用途に活用できる空間の確保が必要 	復興

（５）防災都市づくり計画の基本方針

<p>① 災害リスクが高い地区を優先的・重点的に改善する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区ごとの災害リスクに応じた、都市計画制度の積極的な活用と、市街地改善や都市基盤整備の優先的な推進 ○ ハード・ソフトの組み合わせによる課題解消に向けた体制強化 	事前
<p>② 将来都市構造を実現しながら都市の防災性を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性や役割に応じた、適切な都市計画制限・都市施設整備の実施 ○ 土地利用の変化や建築物等の更新状況の地図情報を活用したモニタリングによる、災害リスクの把握と対応 	事前
<p>③ 災害時に市民の生活を守るための都市機能を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難路・避難場所の確保、ライフラインなどの都市機能の防災性の向上 ○ 道路ネットワークなどの整備による、広域的な支援・受援を可能とする都市基盤の強化 	復旧
<p>④ 被害を受けても円滑に復興するための備えを進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画の被害想定を踏まえ、事前にハード面の復興計画を、地域と行政で共有 ○ 円滑な復興のために活用できるオープンスペースの様々な制度による確保 	復興

これらの基本方針に基づき、大規模地震が起っても「燃えにくいまち」を実現する取組を展開し、「選ばれる都市」を目指し、日本一の安心減災都市づくりを進める。